



相続を放棄…その場合の課税関係

税理士・CFP® 越 智 浩

Q. 相続を放棄した者の課税関係。

甲とその配偶者である私には子供が三人（長男A、長女Bと次男C）いますが、次男Cは浪費癖がある上に事業に失敗するたびに借金を作り、その尻拭いを何度もしてきました。

そのため、これ以上財産を次男Cには渡したくないので、生前、甲は顧問弁護士と相談して、私、長男A及び長女Bの三人にすべての遺産（不動産、有価証券及び預貯金など）を相続させる公正証書遺言を作成しました。そして、次男Cには遺留分を放棄させるため、また、将来の相続を放棄してもらう意味を込めて、次男Cを受取人とする生命保険契約（死亡保険金額2,000万円）を締結しました。

本年8月、甲は死亡しました。遺産の総額は2億円です。この遺産とは別に、次男Cは死亡保険金2,000万円を受け取りましたので、被相続人甲の意思を汲んでもらい、相続を放棄してもらうつもりです。この場合、次男Cには相続税は課税されないと考えてよいでしょうか？

A. 相続を放棄した場合、相続税の特例の不適用。

民法上、被相続人の消極財産の価額（＝負債）が積極財産の価額（＝資産）を上回った場合、資産より多い負債を相続人が相続したくないときに、限定承認や相続放棄を選択できる。原則として、相続開始後3ヵ月以内に遺産の概要を調査し、家庭裁判所へ申述書を提出してはじめて認められることになる。そういう趣旨で設けられている制度なので、被相続人の遺産が明らかにプラスであり、相続人の中に財産を渡したくない相続人がいるからといって利用する制度ではない。通常の相続においては、被相続人の生前に、あらかじめある相続人に相続を放棄させたり、さらにはその相続人を除いて遺産を分割することはできない。仮に、その相続人が相続の放棄を認めたとしても法的には何の意味もない。

従って、生前の被相続人の意思を示すためには、遺言という制度・手続きをとることになる。ただし、配偶者または子が相続人の場合には遺留分が認められている。そのため、遺留分の減殺請求を予防する意味でも《設例》のように、財産を渡したくない相続人に、民法上の本来の相続財産の相続をあきらめてもらう代わりに、生命保険金等などの受取人とするケースが多々見られる。しかしながら、相続の放棄により民法上の本来の財産を相続しないとしても、生命保険金等のように相続税法上のみなし相続財産を受け取った場合には、相続税が課税されることになる。しかも、相続を放棄した者は、相続人ならば受けられる次の規定の適用がない。

- ①債務控除。ただし、葬儀費用を負担した場合に、その負担した部分は控除できる。
- ②生命保険金等や退職手当金等の非課税金額。
- ③税額控除のうち相次相続控除。

《設例》において、次男Cが受け取った死亡保険金2,000万円は、みなし相続財産として相続税の課税価格に算入されることになる。そして、相続人ならば受けられる生命保険金の非課税金額（500万円×法定相続人の数：4人=）2,000万円の規定が受けられないため、2,000万円そのものが課税対象となり、次男Cは相続を放棄したとしても相続税を負担することになり、相続を放棄しなかった場合よりも多額の相続税を負担することになる。

そこで、実務的には、次男Cに『相続放棄』をさせるのではなく、遺産分割協議において、法定相続人として『次男Cは、財産を相続しない。』というような一文を入れられるように相続人間で合意を図るべく努めるべきであろう。そうすれば、『相続放棄』と効果は全く同じであり、さらに、《設例》においては、課税価格：死亡保険金2,000万円－非課税金額2,000万円=0円となり、次男Cは相続税の負担をしなくて済むことになる。